

平成 年 第 号 賃料増額確認請求事件

原告 外1名

被告

## 準備書面(1)

平成 年 月 日

地方裁判所民事第 係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

不動産鑑定士 (以下「本件鑑定人」という。)作成にかかる平成 年 日付不動産鑑定評価書についての原告の意見は以下のとおりである。

### 第1 はじめに

- 1 本件鑑定人が作成した平成 日付不動産鑑定評価書(以下「本件鑑定」という。)については、以下に指摘するとおり、本件鑑定における自己矛盾、裏付資料の不存在、本件建物の他のテナントの賃料、被告が収受している転賃料を一切考慮していないなど、極めて恣意的かつ杜撰であり、著しく妥当性を欠くものであって、本件鑑定に証拠価値を認めることは到底できないものである。